第四十二条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　サービスの貿易

第四十三条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置であって、中央、地域又は地方の政府及び機関がとり、並びに非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとるものについて適用する。この章の規定は、すべてのサービス分野について適用する。

2　この章の規定は、航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(a)　航空機の修理及び保守のサービス

(b)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

3　第四十五条から第四十七条までの規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件については、適用しない。

第四十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(e)　「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g)　「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　(A)　当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、いずれかの締約国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの

(B)　当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、世界貿易機関のいずれかの加盟国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの。ただし、当該法人が、当該締約国の自然人又は(A)に規定するすべての条件を満たす法人によって所有又は支配されている場合に限る。

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A)　当該締約国の自然人

(B)　(i)に規定する当該締約国の法人

(h)　「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(i)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k)　「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の国民であること。

(ii)　スイスについては、

(A)　スイスの国民であること。

(B)　スイスに居住する永住者であること。

(l)　「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(n)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(p)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r)　「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。